

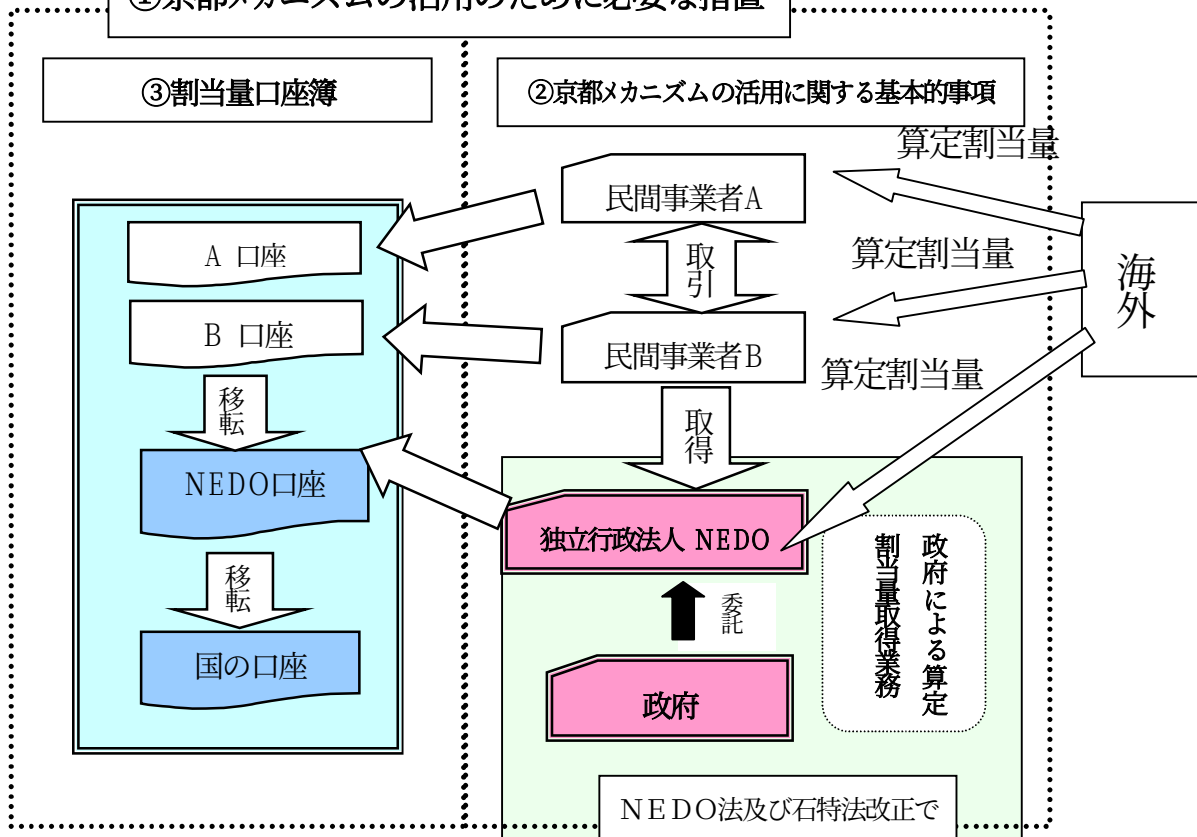
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について（平成 18 年 6 月成立）

法改正の概要

- ①国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加。
- ②京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加。
- ③割当量口座簿を整備し、口座簿上で政府及び国内の法人の算定割当量の取得、保有及び移転を行うほか、算定割当量の取引の安全が確保されるよう規定を整備。

京都メカニズムの活用の推進に関する法律の仕組み

①京都メカニズムの活用のために必要な措置



※本法律中「算定割当量」とは、いわゆるクレジットをいう。

京都議定書目標達成計画の進捗状況

平成 18 年 7 月 7 日
地球温暖化対策推進本部

1. 主要な対策・施策の実施状況

(1) 主な新規・拡充施策

① 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入

自主的な排出削減対策を促進していく基盤を確立するため、平成17年通常国会における地球温暖化対策推進法の改正により、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計し公表する制度を導入した。

② 省エネルギー法の改正

省エネルギーのより一層の推進のため、平成17年通常国会における省エネルギー法の改正により、工場・事業場における熱と電気の管理の一本化、輸送事業者・荷主に対する省エネルギー対策の規制の新設、住宅・建築物分野の省エネルギー対策の強化等を行った。

③ 物流のグリーン化

流通業務の効率化により国際競争力の強化及び環境負荷の低減を図るため、平成17年通常国会における物流総合効率化法の制定により、流通業務施設を中核として、流通業務の総合化・合理化を進める流通業務総合効率化事業に対する支援措置を講ずることとした。

④ 京都メカニズムクレジット取得制度

京都メカニズムを本格活用していく具体的な仕組みとして、平成18年通常国会において、地球温暖化対策推進法の改正により、割当量口座簿等の整備を行った。また新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石炭法の改正により、クレジット取得制度の整備を行うとともに、平成18年度予算にクレジット取得費用を計上した。

⑤ フロン回収・破壊制度の強化

業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収を一層徹底するため、平成18年通常国会におけるフロン回収・破壊法の改正により、行程管理制度の導入、機器整備時に抜き取りが必要となったフロン類の引渡し義務付け等を行った。

⑥ その他特に拡充した施策

トッランナー基準への重量車・電子レンジ等の追加、バイオマスニッポン総合戦略改定等のバイオマス利活用の推進等を行った。

2. 対策の進捗状況について

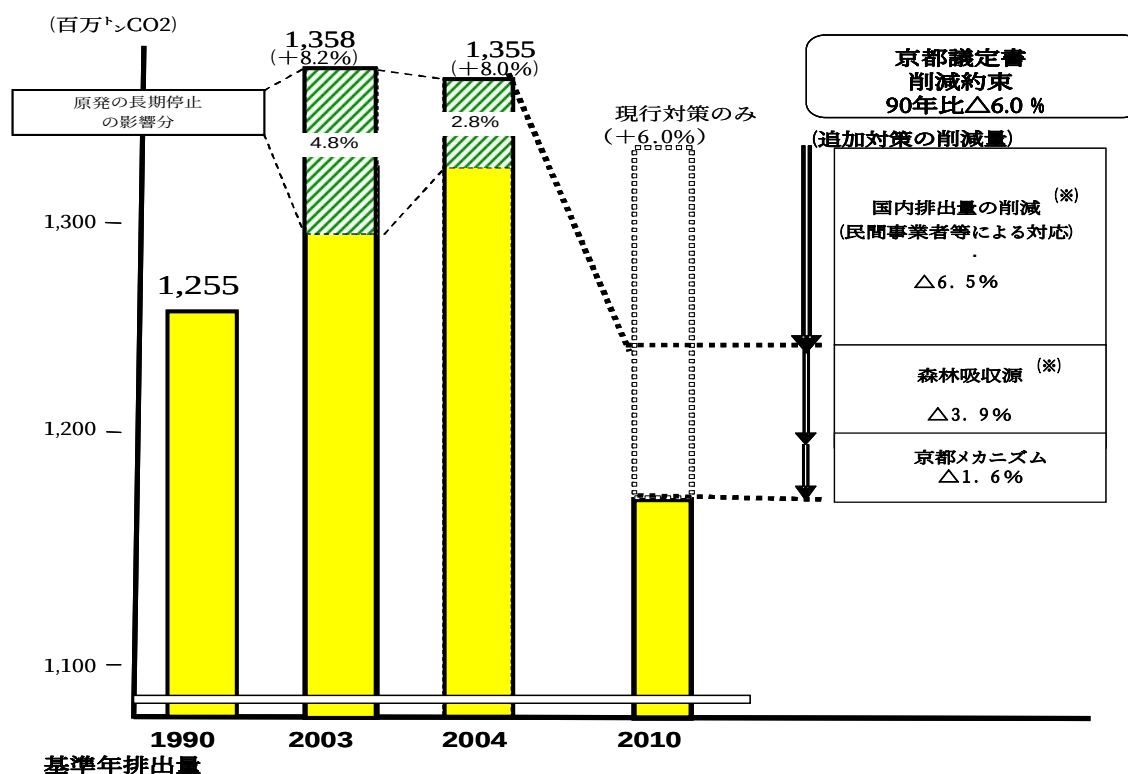
- 2004年度の排出量は、基準年比で8%増加している。目標達成のためには、2004年度から2010年度にかけて、部門別に、2004年度比で、それぞれエネルギー転換部門－10.4%、産業部門－6.6%、運輸部門－4.4%、業務その他部門－27.2%、家庭部門－18.3%などの削減が必要となっている。また、森林吸収量については、森林整備等が現状程度の水準で推移した場合には、3.9%の目標を大幅に下回ると見込まれるという状況にある（※）。
※排出状況の詳細については、別紙1下段の図表を参照のこと。

- このような状況を踏まえ、今回の点検に当たっては、各対策について、排出削減量（その量が特に多いものに限る）及び計画に掲げられた対策評価指標の実績の把握を行った。
- その結果、排出削減量や対策評価指標の2002年度から2004年度の実績と目標達成計画の2010年度見込量とを比較した場合、これら排出削減量や見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られた。

3. まとめ

- この1年間、京都議定書目標達成計画に示された対策・施策の全般にわたり、一定の進展・具体化がみられ、我が国の地球温暖化対策は前進していると言える。
一方で、対策評価指標等の数値から見て今後過去を上回る進捗の必要がある対策も見られ、2007年度の計画の定量的な評価・見直しを待たず、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。また、計画の定量的な評価・見直しに備えて、面・ネットワークの対策を含め、対策・施策の追加や一層の強化についても、検討を進める必要がある
- 2004年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年比で8.0%増加（原発稼働率の要因を除いた場合5.2%）している。また、前年度と比べても、原発稼働率の要因を除き、基準年比1.8%分増加している（※）。6%削減約束を達成するには、早期に減少傾向に転換し、大幅な削減を行う必要がある。例えば、吸収源対策・京都メカニズムの本格活用が計画通り進められたとしても、今後毎年度同程度の排出削減を続けるとすれば、原発稼働率を十分に向上した上でさらに年1%程度の削減を第1約束期間の終了まで継続する必要がある。
- 2007年度に行う計画の定量的な評価・見直しは、その結果が2008年から始まる第一約束期間の排出量・吸収量に直結するものであることを踏まえ、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある。

我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し



温室効果ガスの排出状況について

	基準年 (全体に占める割合) (※)	2004年度実績 (基準年比増減) (※)	2010年度目標 (2004年度から必要な削減率)
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	1,056 (84.2%)	1,193 (+12.9%)	1,056 (-11.5%)
エネルギー転換部門	66 (5.3%)	77 (+17.4%)	69 (-10.4%)
産業部門	482 (38.4%)	466 (-3.4%)	435 (-6.6%)
運輸部門	217 (17.3%)	262 (+20.3%)	250 (-4.4%)
業務その他部門	164 (13.1%)	227 (+37.9%)	165 (-27.2%)
家庭部門	127 (10.1%)	168 (+31.5%)	137 (-18.3%)
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	82 (6.5%)	86 (+4.9%)	70 (-18.9%)
メタン (CH ₄)	33 (2.6%)	24 (-26.4%)	20 (-18.1%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	33 (2.6%)	28 (-14.4%)	34 (+19.8%)
代替フロン等3ガス	50 (4.0%)	23 (-54.0%)	51 (+122.9%)
計	1,255 (100.0%)	1,355 (+8.0%)	1,231 (-9.1%)

(※) 本文中及び図表中の基準年排出量及び2004年度までの実績値について、2006年5月時点におけるインベントリの値を用いた(目達計画における値とは異なっている)。その後、インベントリの精査が行われ、更に数値は変動している。

2005 年度（平成 17 年度）の温室効果ガス排出量速報値＜概要＞

速報値の算定について……温室効果ガス排出量の確報値は各種統計の年報値に基づいて算定されるが、現段階では年報値は公表されていないものがある。この速報値の算定に当たっては月報値の積み上げを行い、月報値がないものについては 2004 年度値の代用等を行っている。このため、政府としてとりまとめる確報値（2007 年 4 月に報告予定）との間に誤差が生じる可能性がある。

- 2005 年度の温室効果ガスの総排出量は、13 億 6,400 万トン。
- 京都議定書の規定による基準年（原則 1990 年）の総排出量と比べ、8.1% 上回っている。
- 前年度の総排出量と比べると 0.6% 増加している。これは、エネルギー起源二酸化炭素について、運輸部門が減少した一方で、厳冬などによって、家庭部門、業務その他部門のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が大きく伸びたことによるところが大きい。
- なお、2005 年度の原子力発電所の利用率が 2002 年度の原子力発電の停止前に策定した計画の水準にあったと仮定して我が国の温室効果ガスの総排出量を推計すると、2005 年度の温室効果ガスの総排出量は基準年比で 5.8% 増であり、同様の仮定における 2004 年度から基準年比で 1.2% 分の増となると試算される。

温室効果ガスの総排出量

	京都議定書の基準年	2004 年度 (基準年比)	2004 年度からの 増減	2005 年度速報値 (基準年比)
合計	1,261	1,355 +7.4%	→ +0.6% →	1,364 +8.1%
二酸化炭素 (CO ₂)	1,144	1,286 +12.4%	→ +0.8% →	1,297 +13.3%
エネルギー起源二酸化炭素	1,059	1,196 +13.0%	→ +0.8% →	1,206 +13.9%
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1	89.4 +5.2%	→ +1.1% →	90.4 +6.3%
メタン (CH ₄)	33.4	24.4 -26.8%	→ -1.1% →	24.2 -27.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	32.7	25.8 -21.2%	→ -0.2% →	25.8 -21.3%
代替フロン等 3 ガス	51.2	19.1 -62.6%	→ -11.6% →	16.9 -66.9%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	20.2	8.3 -58.7%	→ -14.5% →	7.1 -64.7%
パーフルオロカーボン類 (PFC)	14.0	6.3 -55.0%	→ -10.2% →	5.7 -59.6%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	16.9	4.5 -73.6%	→ -8.1% →	4.1 -75.7%

(単位: 百万 t-CO₂)

エネルギー起源 CO₂ の部門別排出量（電気・熱配分後）

	1990 年度	2004 年度 (基準年比)	2004年度から の増減	2005 年度速報値 (基準年比)
合計	1,059	1,196 +13.0%	→ +0.8% →	1,206 +13.9%
産業部門 (工場等)	482	466 -3.4%	→ +0.2% →	466 -3.2%
運輸部門 (自動車・船舶等)	217	262 +20.3%	→ -1.8% →	257 +18.1%
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164	227 +37.9%	→ +3.1% →	234 +42.2%
家庭部門	127	168 +31.5%	→ +4.5% →	175 +37.4%
エネルギー転換部門 (発電所等)	67.9	74.9 +10.4%	→ -0.6% →	74.4 +9.7%

(単位:百万t-CO₂)

<2004 年度からの増減の主な要因>

○ 産業部門（工場等）：70 万 t-CO₂（0.2%）増

- ・ 製造業が 2004 年度比 230 万 t-CO₂ 増加（0.5%増）したが、非製造業が同比 160 万 t-CO₂ 減少（-5.1%減）したことにより、産業部門全体では微増となった。

○ 運輸部門（自動車・船舶等）：480 万 t-CO₂（1.8%）減

- ・ 自家用乗用車からの排出量が 2004 年度比 390 万 t-CO₂ 減少（3.0%減）。

○ 業務その他部門（商業・サービス・事業所等）：710 万 t-CO₂（3.1%）増

- ・ 厳冬などにより 2004 年度に比べて暖房需要が増え、電力消費（2004 年度：3,210 億 kWh → 2005 年度：3,341 億 kWh）に伴う排出量が 2004 年度比 590 万 t-CO₂ 増加した（5.0%増）。

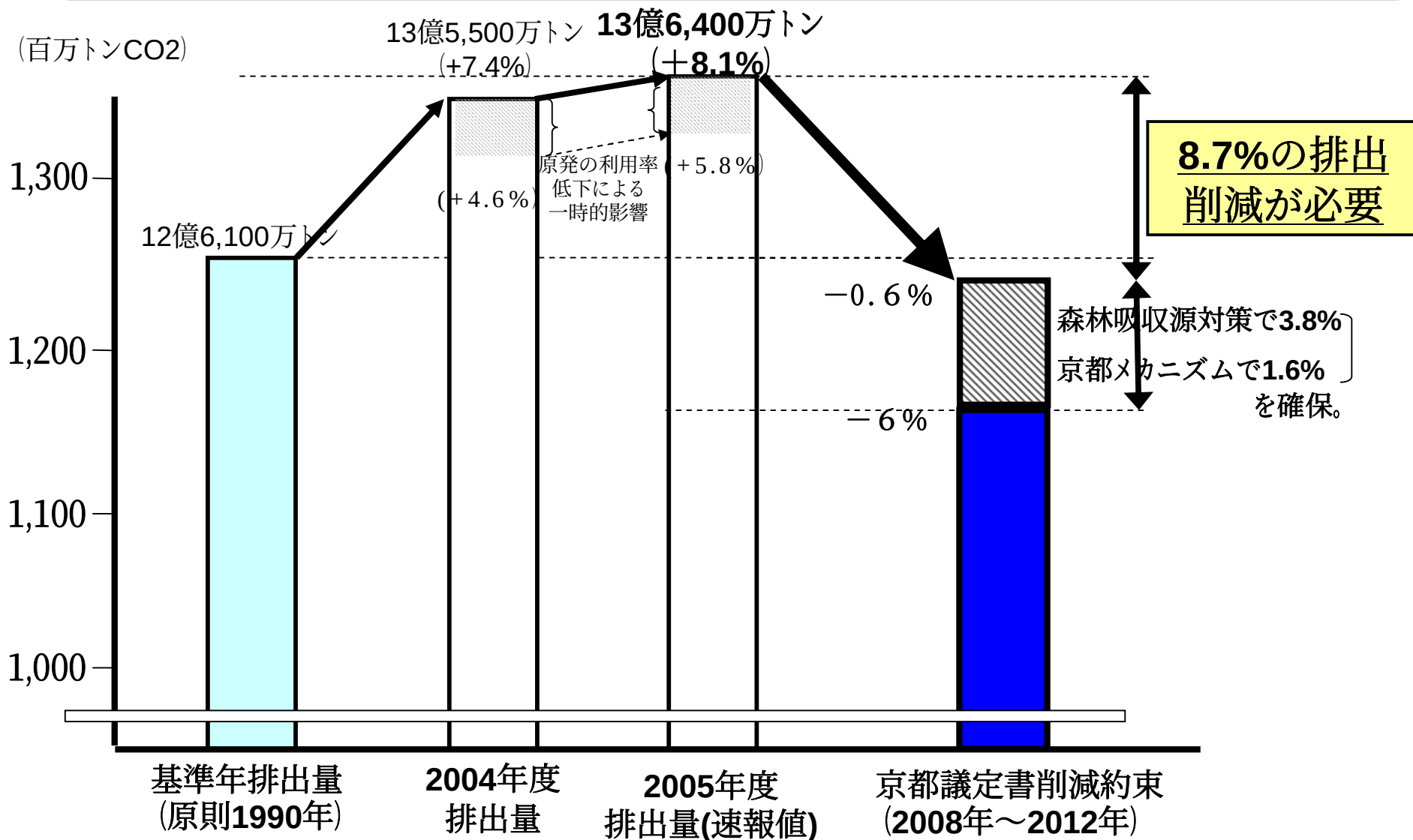
○ 家庭部門：750 万 t-CO₂（4.5%）増

- ・ 厳冬などによる暖房需要の増加により、電力消費（2004 年度：2,739 億 kWh → 2005 年度：2,831 億 kWh）に伴う排出量が 2004 年度比 440 万 t-CO₂ 増加（4.3%増）、灯油消費（2004 年度：1,180 万 kl → 2005 年度：1,279 万 kl）に伴う排出量が同比 250 万 t-CO₂ 増加（8.4%増）と大きく伸びた。

○ エネルギー転換部門（発電所等）：50 万 t-CO₂（0.6%）減

我が国の温室効果ガス排出量

2005年度(速報)における我が国の排出量は、基準年比8.1%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、8.7%の排出削減が必要。



諮問第193号
環地温発第060904002号
環地保発第060904001号
平成18年9月4日

中央環境審議会
会長 鈴木基之殿

環境大臣
小池百合子

地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用と
その海洋環境への影響防止の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

地表環境の大部分を占める海洋環境の保全は、地球環境保全にとって極めて重要であり、海洋汚染を生じさせる恐れのある活動については、厳格に管理することが求められる。

国際的には、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（いわゆる「ロンドン条約」）により、廃棄物の海洋投入処分等の規制が行われており、我が国としても、同条約を締結し、所要の制度を整備し、海洋投入処分等の適切な管理を行ってきた。さらに、平成8年(1996年)には、廃棄物の海洋投入処分等の規制をさらに強化することを内容とする議定書(96年議定書)が採択されたため、平成16年に所要の法制度を整備し、同議定書の締結準備を進めているところである。

今般、地球温暖化対策施策の一つである二酸化炭素地中貯留についての認識が高まり、96年議定書に定める投棄可能な廃棄物として、海底下地層に貯留される二酸化炭素を追加することを内容とする議定書改正案が提案された。同改正案は本年10月の議定書締約国会議において検討される予定であり、改正案が採択されれば、我が国としても、海洋環境保全を確保する観点から、その締結に向けた準備を進める必要がある。

このため、96年議定書の改正を踏まえて、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。